

令和8年度各種行政文書等の翻訳業務の委託に係る評価基準書

(価格点の評価)

※評価点は目安

| 項目番号 | 項目 | 選定基準 | 評価点 |
|------|----|----------------------------------|--------|
| 1 | 価格 | 価格点=600点(価格点の満点)×[1-(入札価格/予定価格)] | 計算式による |

(技術点の評価)

| 項目番号 | 項目 | 選定基準 | 配点(満点) |
|------|------------------------|---|--------|
| 1 | 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を持ち、当該業務の継続的実施に必要な組織及び人員を有しているか ○医師免許保持者(M.D.)、薬学(臨床及び非臨床)の博士号(Ph.D.)保有者を配置できるか ○業務遂行に必要な経験と能力を有していると認められる英訳及び和訳の翻訳者、英文校正者、ネイティブチェッカー、品質管理担当者及び品質保証責任者として十分な経験と能力のある人員を配置できるか ○医薬品の有害事象等の英訳にMedDRA/Jを使用できるか | 130点 |
| 2 | 各担当者の能力 | <ul style="list-style-type: none"> ○(ア)～(ウ)の多岐にわたる翻訳領域に対応することができ、高品質な翻訳及びその継続に必要な翻訳者を複数名配置できるか (ア)医薬品、医療機器及び再生医療等製品(特に非臨床、臨床、製造工程、市販後の安全性)に関する領域 (イ)安全性情報、医薬品、医療機器等の制度に関する法令及び通知、同制度の国際調和に関する領域 (ウ)一般的な法律、財務会計等に関する領域 | 100点 |
| 3 | 品質管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○文書中の用語の一貫性や、機構が別途提供する翻訳データ及び各種関連文書との用語の一貫性、科学的な正確さを確保するための品質管理保証体制が整備されているか ○機構の執筆規定(希望があれば入札前に閲覧可能)の順守や、修正依頼にも迅速に対応できるか | 100点 |
| 4 | 過去の実績 | <ul style="list-style-type: none"> ○過去に類似の業務を受託した実績があるか | 100点 |
| 5 | 情報セキュリティ | <ul style="list-style-type: none"> ○本業務の情報の受渡し、社内での情報管理など、秘密保持等に関する誓約書の内容を満たせるものとなっているか。 ○このほか、秘密情報を管理するにあたり独自の優れた体制があるか。 | 90点 |
| 6 | ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 | 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業) | 40点 |
| | | 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) | 20点 |
| | | 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) | 20点 |
| 7 | トライアル翻訳 | <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な正確さ(例えば、以下の点) <ul style="list-style-type: none"> ・文法は正確か ・過不足なく翻訳されているか ・訳語の選択ミス、ケアレスミス等がない、又は少ないか ○訳語が統一されており、曖昧でないか ○原文の趣旨が通じるよう、分かりやすい表現に訳されているか ○極端な意訳がなく、原文の意図に忠実であるか ただし、広報資料に限り、英語話者及び国外居住者にとって自然な意訳や補足を加えた訳を追加案として提案すること。 | 600点 |